

令和元年度社会教育委員会議臨時会（第31期） 会議録

| | | | |
|-----------------------|--|--|--|
| 会議名（審議会等の名称） | 令和元年度社会教育委員会議臨時会（第31期） | | |
| 開催日時 | 令和2年1月14日（火曜日）午後3時30分～午後5時 | | |
| 開催場所 | 文化創造拠点シリウス6階 生涯学習センター601講習室 | | |
| 出席状況 | 委員 | 9人： 今宮委員、大澤委員、久津間委員、齋藤（正）委員、齋藤（道）委員、中山委員、長谷部委員、丸田委員、三好委員 | |
| | 関係各課 | 5人： こども部長、こども・青少年課長、文化スポーツ部長、図書・学び交流課長 政策部行政改革推進課長 | |
| | 事務局 | 2人： 文化スポーツ部図書・学び交流課学び交流係長、同係員1人 学び交流係（259-6104） | |
| | 傍聴人数 | 0人 | |
| 公開・非公開の状況 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 | | |
| 非公開・一部非公開の場合 はその理由 | | | |
| 審議又は検討経過 及び結果 | <p>1 会議次第</p> <p>1 あいさつ</p> <p>2 協議事項</p> <p>1) 大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について</p> <p>2) 家庭教育支援に関する事業について</p> <p>3 その他</p> <p>2 審議及び結果</p> <p>主な内容は次のとおり</p> <p><開会></p> <p><事務局から配布資料の確認></p> <p><議長あいさつ></p> <p><協議事項></p> <p>1) 大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について</p> <p style="padding-left: 40px;"><事務局説明後、行政改革推進課より説明></p> <p>（議長）担当課から説明があった。今回、教育委員会教育長からの諮問を受けたので、資料に目を通していただきたい。 では、内容に関して会議でご意見を伺っていきたいと思う。中身について質問があればお願いしたい。</p> <p>（委員）この資料にあるように、社会教育施設の所管が市長部局に変わることで、具体的に何がどのように変わるのかを説明してほしい。</p> <p>（市）一番変わるのは手続きに関する部分が多い。例えば現在、生涯学習センターなどで臨時に休館日を設けることとなった場合は、市及び教育委員会の承認を得なければならない、これまでは教育委員会の会議で承認を受けたうえで休館日となる手続きを踏んでいたが、今後は市長部局として決裁を行った後、利用者へお伝</p> | | |

えることができるようになり、個別の館の設置管理および廃止については教育委員会の承認が不要となる。

(議 長) 補足すると、具体的には社会教育施設である学習センターや図書館は教育委員会の所管である。しかし、大和市では補助執行という形で現状は市長部局で業務を行っているが、昨年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下、地教行法)が変わり、補助執行という形ではなく、市長部局で所管してよいという形で改正された。それを受けて、これまでの補助執行という形ではなく、市長部局にきちんと移したいというのが、今回の条例改正の内容であると認識している。このとおりでよいか。

(市) そのとおりである。

(議 長) そこで、社会教育委員のみなさんはどのように考えるかということである。考えなければならない部分があると考えているため、みなさんからしっかり発言をいただき、答申の中へ生かしたいと考える。形式上は今のまま変わらないと思うが、市長部局に移った時、教育という言葉や、社会教育という言葉が無くなってしまわないかと危惧しているところもある。

そこで1つ私から質問する。資料にある背景について、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置とある。具体的には、主な改正内容の2つ目の部分が法律用語でわかりにくいので、もっと噛み砕いた形でご説明いただきたい。

(市) 法律の中で市長部局に移管できるものとして、これまで、スポーツや文化に関する部分は既に法律の規定があり、市長部局で事務を行なっている。昨年度、文化財の分野が新たに加わり、今年度から市長の名で事務を行っている。これまではその分野に関わる部分全てを教育委員会か、市長か、という話であったが、今回の法改正は、全て移管するのではなく、社会教育機関に関する部分、施設の設置や管理及び廃止に関する部分に限定して市長の部局へ移管をするということである。全て引越すのではないというのが法の趣旨である。それを踏まえ、限定された施設の設置や管理及び廃止について、市長の名で業務を行うのであっても一定の担保、教育委員会に協議や意見を聴かなければならないとされているということである。

資料は行政用語で難しく書かれているが、まずは市長がその移管した施設の管理等を進めていくにあたって、条例だけでなく規則などにルールを定めていかなければならない。このルールを定めるにあたって、教育委員会に協議をしなければならないというのが1つ目の担保措置である。2つ目は、生涯学習センターが、例えば学校教育に関わるイベントを主催するといった場合、その内容が学校教育と密接な関連を有するもの場合は、執行にあたり、教育委員会の意見をきちんと聞かなければならないといった担保措置となっている。3つ目は、施設の設置や管理及び廃止について委ねたとはいえ、何かお話したいことがあれば、教育委員会の方から必要に応じて市長部局に意見を伝えることができるといったことを担保しなさいということが定められている。

(議 長) 施設である箱物、ハード面については市長部局へ移管されるが、中身の部分については、教育委員会の所掌事務に入っている、残るといふ認識でよいか。

(市) 教育委員会に残るものは、大きな社会教育の総合的な企画調整など社会教育の根幹にかかわる部分については当然、教育委員会に残る。

シリウスで例えると、生涯学習センターの管理は市長となる。そこで、今管理している図書・学び交流課の職員または指定管理者が、生涯学習センターで事業、ソフト的なイベントを行う場合、そのイベント自体は市長の名前で行うこととなる。施設である箱で展開されるソフトの部分も当然、施設の管理に包含され、市長の名となる。ただし、教育に密接に関係がある事業である場合には、教育委員会に諮って規則を定めなさいというのが、法律が求めている要件である。

施設ごとで展開される事業は市長が担い、生涯学習センターと他の施設とにまたがって何か横断的な考え方をまとめなければならないといった場合は、教育委員会の所管となる。

(議 長) 私ばかり質問してしまったため、他に何かあればお願いしたい。

(委 員) 具体的に市民のレベルとして、今夏の法改正によってどういったメリットがあるのか、もしあればデメリットもあわせて教えていただきたい。

(市) 市長部局へ移すことによって、市民のニーズに即応できるようになるというのがメリットの1つである。今までは教育委員会からの補助執行を受けていたため、何か変更する場合は、手続きとして教育委員会に諮ってから正式に変更することとなっていたが、今後は館の管理運営事務において、会議室の貸し借りや講座、イベントを行う部分について市長部局へ移管されることで、市民ニーズに即応できるようになる。

(市) 只今の説明のとおりであるが、補足すると、元々の法の趣旨からは、まちづくりや観光などの色々な分野と関連性が強くなってきており、連携を強化しなさいということがある。シリウスには、図書館、生涯学習センター、こども部の施設もあるが、健康づくりや生きがいなどの福祉部門と密接になってきており、単に図書館だけ、生涯学習センターだけ、こどもの施設だけでよいということではなくなってきた。そういったことから、複合的、総合的な市民サービスをもっと行いなさい、というのが法の趣旨だと我々は理解している。

その辺りが、市長部局へ移ることで総合的な運用がスピーディーに対応できるようになるというところである。

(議 長) 事務局から説明があったが、他にご意見を伺う。現状として補助執行という形でやっているが、どうしても引っかかっているのは教育。教育は生涯学習とは異なる。生涯学習の観点もあるが、教育は教える必要性がある。それが生涯学習の中に隠れてしまうと社会教育というのは見えなくなってしまう。

では、他の委員からもご意見を伺いたい。

- (委員) 私は賛成である。難しいことはよくわからないが、最初に説明を伺ったとき、色々と手続きが簡素化されるのだという印象を持った。シリウスには色々なものが総合的に関わっており、施設の運営は大変なのだろうと思っていたが、そういった部分が少しでもスムーズになるというのであれば、よいことと考える。
- (委員) 私も賛成である。市民のニーズに即応できるようになるというのはありがたいことだと思う。特に、このシリウスにある生涯学習センターや図書館などを市長の所管に移すということで、縦割りではなくスムーズに、全体で考えてもらえるというのが良いと考える。そして、教育委員会からのフォローも残るので、きちんと体制が取れるのだと考える。
- (議長) 大事なものは、教育委員会の所管部分は残るのだという部分。しっかりとそこはおさえておきたいが、他にどうか。
- (委員) 私も難しいことはわからないが、世の中も福祉や環境など、総合的に変わってきており、このシリウスを造ったことは市長の施策、健康づくりにも一致しており、素敵なことだと考える。
ただし、教育の現場ではこのような施設と関わることが多くあるため、そうした面からは、教育委員会との関わりも残しつつ、今回の改正を行うことは大切だと考える。
- (委員) 市民が子育てしている中で利用しやすいというのは大事だと考える。やはり教育に関する部分は残してほしい。
- (委員) 法改正があったということで、世の中の情勢もあり、手続き的なところでスピードアップが求められているということについて行政から説明があった。元々補助執行している現状もあり、制度も現実に合わせていくのだと理解している。
先ほど、他の委員からデメリットの部分についての回答が聞けなかったが、今想定される市民にとってのデメリットについて、あれば説明いただきたい。
- (市) 教育部門だけでなく、市長部局と色々な情報を共有し合い、教育委員会と連携できる横断的な部分では広がりを見せると考えているため、デメリットがあるということであれば条例改正は行わないといった判断となる。よって、デメリットは無いものとして行政側としてはこの条例改正を進めさせていただきたい。
- (議長) デメリットは無いとの説明であった。ただし、教育の中立性についてはどうか。市長の意向だけで決まってしまうという形になると、教育の中立性を破棄することとなる。学校は学校教育で残っていくが、社会教育はどうか。ここはしっかり押さえていかなければならない部分である。ただし、極端な考えであり、そういったことにはならないと思うが、極論ではできるようになる、ということであり、デメリットとまでは言わないが考えておかなければならない部分である。
皆さんから意見を伺ったが、答申については議長に一任ということで承認いただいてもよい。
- (一同) 異議なし。
- (議長) 本来、教育委員会から諮問を受け、社会教育委員会議で時間をか

けて研究し、答申するというのが通常の諮問・答申の形と考えるが、本市ではこれまで、会議で意見を伺い、諮問・答申するという進め方を行っていることから、今回も同様にした。

資料のうち、一番大事な部分について述べる。今回の移管後も残るとされている教育委員会の所管すべき部分をきちんと残していただきたい。これについては、今回の地教行法の改正が今年の6月にあり、大和市は非常にスピーディーである。全国的にも市町村でここまで進んでいるところは少ないと考える。私自身で調べたところ、県内でもトップであろう。他の市町村の一つの模範になっていくため、注意深くやっていく必要があると考える。

今日おかれている子供たちに、学校で様々な問題が起きているが、原因の1つに家庭教育の大きな要因があるのではないかと考える。学校教育、学校だけではどうしてもならない部分、その現状が今だと考える。虐待や不登校の問題も、学校だけでなく、家庭問題も多々あると考える。そういったときに、私たちが行っている家庭教育を啓発していくことが社会教育の使命だと考えている。それが無くなっていくと、社会教育なくして家庭教育はあり得ない。また、学校教育のサポートもできないと考える。そういった意味では、生涯学習に隠れた社会教育ではあるが、ぜひ社会教育といったものを行政のどこかに残しておいていただき、子どもたちを救うのはやはり社会教育なのだということをご理解いただきたい。そのためにも今回の移管後も残るとされている教育委員会所管の部分の形として残していただきたい。管理運営の部分、設置・配置は当然市長の所管となる。管理だけでなく運営の部分も入ると市から説明があったが、その部分をきちんと教育委員会と話をしながら進めるということをご確認いただければと思う。

以上、要望を述べさせていただき、今回の諮問についての答申にかえていきたい。

～休憩～（関係各課退席）

～再開～

2) 家庭教育支援に関する事業について

（議 長）資料2をもとに事務局から説明をお願いします。

（市）＜事業検討に入る前に、社会教育委員会議で家庭教育支援に取り組むこととなった経緯について、図書・学び交流課社会教育主事より説明＞

（議 長）以上、事務局からこれまでの経緯と、昨年行った家庭教育支援事業の結果報告があり、前回の会議の内容が「社会教育委員会議からの意見」として記載された。まず、結果報告を見ていただき、感想があればお願いしたい。

まず3ページ、1～10まで、ご意見はあるか。定員40名に対

する応募者が20名と少なかったことからB評価(できた・適当)となっているが、その他はA評価(よくできた・優良)となっている。

続いて保育についてはどうか。

(委員) 面倒を見る必要のある子が少なかった。

(委員) 当日保育の担当であり、保育時間が長かったことが気になる。

今回の講座は時間が長かった。こどもは1時間半から2時間が限度である。時間が長いとこどもは飽きてしまう。講座は長くて1時間くらいまでだと考える。後半はこどもを連れて行ってもよい。

(委員) しかし、あまり時間が短いと何もできない。

(議長) 他に意見はどうか。受講者のアンケートは本当に良かった。

(委員) 講座の参加者には保険をかけているか。

(市) 今回の講座に限定した保険はかけていない。

(議長) もしケガなどをした場合はどうか。

(市) ボランティア保険がある。

(議長) 保育ボランティアなどに対する保険はどうか。調べておいてほしい。

(市) ボランティア保険の対象については確認しておく。

(議長) その他にどうか。社会教育委員会議からの意見について、事務局で3点ほどまとめてあるがどうか。

(委員) 今後続けていくにあたって、アンケート結果を見ると、多くの保護者は自然体験のことを記載しているようであるが、今回の講座では、冒頭に家庭教育の講義を行い、グループワークをし、最後に自然体験学習という流れであった。本来は、冒頭の講義について、グループワークはどうだったかなどを書いてほしかったが記載が無かったように思う。アンケートだけを見ると、とてもよかったとの記載が多く、直前の内容について多く記載があったように感じる。裏返すと、同じような講師が来れば盛り上がるが、そうでない場合は盛り上がらない、目的が達成できないということがあり得るのではないか。今年やってきたことは良いことだが、課題が見えてきたのでその点に取り組むべきだと考える。

(委員) 私が思っていたのは、社会教育主事による講義やグループワークがメインで、佐々木さんの講義がお楽しみの部分になる2本立てだと考えていた。肝心なことを伝えるにはいきなりそれだけだと、皆さんの満足度が低くなるという考えだったが、本来は両方とも家庭教育につながるのだと考える。

(委員) アンケートをとったのが外での実習を終えた後なので、どうしてもその印象を記載してしまうと考える。項目の中に、前半の内容もあれば、ふり返りができたのかなと考える。

(議長) アンケートの項目の問題も1つある。また、場所の問題もあるが、グループワークを後半に持ってきて、実際に自分たちが体験した後に、大和市ではどんな場所で体験ができるかを考えてみても、ポイントを押さえられたと思う。アンケートの項目についての反省点があったがほかにどうか。

特になければ、この次、事業の継続か、直営か、違う形で行うか、テーマを変えるかなど、様々な意見があると思うのでご意見を伺う。次年度の方向性を早い時期に検討しなければならないため、次回の社会教育委員会議までに各委員で考えてきていただきたい。事務局に確認するが、本日はここまででよいか。

(市) 本日は、事業の継続可否について決めていただきたい。

(委員) 今回の2回目でようやく盛り上がってきたところなので、最低このような事業は5年継続しないと成果がみえてこないため今後も継続した方が良く考える。

(委員) 社会教育委員を知ってもらえる良い機会になると考える。若い保護者へのPRにもなる。

(委員) 1回目は草柳コミセンで実施し、2回目は柳橋コミセンで実施し、ここまでの2回は条件に恵まれていた。市の中央が多かったため、次は北か南に展開するのはどうか。

(委員) 社会教育の取組みや家庭教育支援を広く市民へ伝えるということであれば、20~30人レベルでなく、100~200人ということを考えるのであれば、市が所管する既成のイベントなどへブースを出展し、アピールするという手法も考え方の1つあると考える。

(議長) この家庭教育支援事業については目的が2つある。1つは先ほど発言のあったように、社会教育委員の認知。そして広めていくことの他に、もう1つは家庭教育支援。保護者に、こどもとの関わり方を社会教育委員と社会教育主事がタイアップして作っていく。事業を計画していく。しかしあくまでこれはきっかけづくりであり、次のステップとしてどうやるか。いつまでも社会教育委員が継続するのは無理であり、継続していくにはどうするかも考えていかなければならない。

(委員) 今回参加できなかったが、今まで学習センターで社会教育主事と事業を企画してきた際に、家庭教育の勉強会の参加者を集めるためには、楽しみが無いと集まりにくいことから、アロマ体験などと一緒に開催することが多く、「お楽しみ」が中心にならないようにと言ってきた。今回のアンケートで、インパクトが強かったのは良かったが、講義や学習だけでなくグループワークで今後どうするか、自分達でビジョンを作れるようなものが必要だと考える。お客様でいたら次にはつながらない。アンケートを見て、伝えたいという考えはあるが、次の日やるかという、やらないというのが本当ではないか。もう少し、本来の趣旨をメインに自主的に動けるように作ることが必要。ただし、人数を集めるには楽しみが無いと難しい部分もある。集まって勉強しました。でも、後に残らないのはもったいない。

(議長) 自然体験の中ではアメンボの話などあり、いくつか覚えていることもあり、インパクトはあった。ただ、保護者が子どもと一緒に公園を歩いた際に、経験したことをやれるかどうか。それが私たちの願いである。

(委員) 先ほど委員からの話があったが、大和まつりの会場で自然と触れながら、親から子に伝える、親子でできるミッションなどがあつ

て、そのブースで集約し、集めたもので何かできないかなという考えもある。

(委員) 昨年、厚木市のイベントで自然ふれあいビンゴなどを実施したことがあるが、その際には参加者が1,000人を超えた。お年寄りから子供までが楽しめる内容であった。そういったやり方もある。

(議長) やまと市民まつりはいつ開催されるか。

(市) 5月に実施される。

(議長) 4月の段階から5月の準備は間に合わない。1つの案として、次年度以降そういったやり方も考えられる。

(市) ご意見を沢山いただいているが、考え方について説明する。

今回の講座の開催はあくまで取り組むきっかけづくりであり、次の助走につなげるもの。行政はあくまで支援する側であり、主人公は参加者である。講座を一過性のイベントとして終わらせるのではなく、参加者をどのように導くか。参加者自らの学びを継続的に支援できるような体制や仕組みが必要である。

当初は地域からの家庭教育支援者やリーダーとなる人材の育成や発掘が目的の1つでもあったが、保護者が子どもと関わるきっかけづくり、子どもとのコミュニケーションの一助としての活動支援という考え方も家庭教育支援にはあるのではないかと前回の会議で発言があった。これらをふまえ、次年度以降の活動に向けて、全市に展開をする、コミセンとの連携を考える、対象者をどの年代の子をもつ保護者とするかなど、事業の実施内容もそうであるが、全体の大枠をどうするかを検討いただきたい。講座の周知についても、8月に講座を実施する場合は6月15日号の広報やまとに掲載しなければならない。そうすると、4月の段階には講座の内容を固めておく必要がある。そういったスケジュールも頭にいらしていただきつつ、ご意見をいただければと考える。

(委員) 今年は何と言っても夏にオリンピックとパラリンピックがある。年2回実施は難しい。年1回で良いと考える。

(議長) ここまでやってきたのだから、もう少し継続してやっていく、深めていくことを考えなくてはならない。意見としては、継続ということで確認したということではよろしいか。

(一同) 継続でよい。

(議長) では、次回3月の定例会の際に、もう少し踏み込んだ形で話し合いを行いたいと考える。中身をどうするかは次回検討することとしたい。

その他、委員の皆さんから何かあるか。特になければ事務局から説明をお願いします。

(市) 次回は、家庭教育支援講座の中身について具体的に話し合いを行うこととなる。3月6日以降で人数の多い日に確定したいと考えている。

～各委員に確認～

では、第4回定例会については3月9日(月)15時30分からとする。また、本日配布したシリウス1,000万人記念イベントのチラシについて、図書係で所管しているが、平成28年11月に

| | |
|-------------|---|
| | <p>開館し、もうまもなく1,000万人に到達する。それを記念し、2月1日にメインホールで記念式典を行うものである。広報やまと1月1日号に掲載しているが、社会教育委員の皆様へ後日案内を送付する。ぜひご参加いただきたい。</p> <p>事務局からは以上。</p> <p>(議長) 以上で議事を終わる。</p> <p><閉会></p> |
| <p>会議資料</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度社会教育委員会議臨時会（第31期）次第 ・ 第31期大和市社会教育委員名簿 ・ 大和市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について ・ 家庭教育支援に関する事業について |